

## 貸付け終了届出書

登録記号番号	種別	長さ(刀剣類)	反り(刀剣類)	目くぎ穴(刀剣類)	銘文	登録証発行年月日 /再交付年月日
		全長(銃砲)	銃身長(銃砲)	口径(銃砲)		
					(表)	
					(裏)	
					(表)	
					(裏)	
					(表)	
					(裏)	

貸付けの相手方の住所：〒    -    \_\_\_\_\_

氏名(ふりがな)： \_\_\_\_\_

貸付け終了年月日： \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の(刀剣類・火なわ式銃砲等の古式銃砲)の返還を受けたから届け出ます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所有者の住所：〒    -    \_\_\_\_\_

氏名(ふりがな)： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

福岡県教育委員会 殿

(注意)

1. この届出書は、貸付けをした者が法令の定める期間内(20日以内)に届出てください。
2. ふりがなは必ず記入し、できれば登録証の写し(コピー)を1部添付してください。写しが取れないときは正確に登録証の内容を書き写してください。
3. この届出書は、登録証の発行都道府県教育委員会に送付してください。

届出書の郵送先：〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県教育庁文化財保護課(刀剣担当) TEL 092-643-3877